

現行	改正	備考
<p>(研修科目の免除) 第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程に応じ、当該各号に定める者については、その申請により当該者について別表3に規定する研修科目に限り免除することができる。この場合においては、あらかじめ、免除する者の範囲を学則に規定し、研修を受講する者に明示しなければならない。</p> <p>(1) 介護職員初任者研修課程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。</p> <p>ウ 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者</p>	<p>(研修科目の免除) 第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程に応じ、当該各号に定める者については、その申請により当該者について別表3に規定する研修科目に限り免除することができる。この場合においては、あらかじめ、免除する者の範囲を学則に規定し、研修を受講する者に明示しなければならない。</p> <p>(1) 介護職員初任者研修課程</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 入門的研修（__介護に関する入門的研修の実施について__ (平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。</p> <p>ウ 認知症介護基礎研修（__認知症介護実践者等養成事業の実施について__ (平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者</p>	<p>研修の実施根拠となる 通知文の引用に係る記 載を改める。</p>

現行	改正	備考
<p>(2) 生活援助従事者研修課程を修了した者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 訪問介護に関する3級課程（「<u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）</u>」による改正前の<u>介護保険法施行規則</u> _____ 第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了した者</p>	<p>(2) 生活援助従事者研修課程を修了した者</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 訪問介護に関する3級課程（<u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）</u> _____ による改正前の _____ <u>規則（以下「改正前の規則」という。）</u> 第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了した者</p>	<p>資格の実施根拠となる規則の引用に係る記載を改める。</p> <p>第37条において同一の規定があることから準用規定を設ける。</p>

現行	改正	備考
<p>(みなし規定)</p> <p>第37条 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。</p> <p>(1) 「<u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)</u>」による改正前の<u>介護保険法施行規則第22条の23</u>に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者とみなす。</p> <p>(1) 「<u>介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)</u>」による改正前の<u>介護保険法施行規則第22条の23</u>に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(みなし規定)</p> <p>第37条 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。</p> <p>(1) _____改正前の_____規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者とみなす。</p> <p>(1) _____改正前の_____規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第25条において準用規定を設けたことによる改正</p> <p>第1条及び第25条において準用規定を設けたことによる改正</p>